

津和野町空き家活用事業助成金交付要綱の一部を改正する告示をここに公布する。

令和8年4月20日

津和野町長 下森 博之

津和野町告示第40号

津和野町空き家活用事業助成金交付要綱の一部を改正する告示

津和野町空き家活用事業助成金交付要綱（平成25年津和野町告示第29号）の一部を次のように改正する。

第8条中「自らのために使用してはならない。」を「空き家情報バンク制度に登録することとし、自らのために使用、若しくは空き家情報バンク制度への登録を解除してはならない。」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の津和野町空き家活用事業助成金交付要綱（平成25年津和野町告示第29号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。